

長崎市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設の届出)

第2条 法第20条第1項の規定による特定給食施設の届出は、給食施設開始届（第1号様式）により行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による特定給食施設の届出事項の変更の届出は、給食施設届出事項変更届（第2号様式）により、その事業を休止し、若しくは廃止し、又は再開したときは、給食施設／休止／廃止／再開／届（第3号様式）により行うものとする。

(給食状況の報告)

第3条 法第24条第1項の規定により、特定給食施設の設置者又は管理者は、毎年10月1日の給食の状況について、同月末日までに、次に掲げる事項を保健所長に報告しなければならない。

- (1) 給食管理者名
- (2) 施設の種類
- (3) 定員及び在籍者数
- (4) 給食数
- (5) 栄養管理の状況
- (6) 運営方法
- (7) 給食に関する研修会及び調査
- (8) 給食従事者数
- (9) 前各号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める事項

(平18規則78・全改)

(栄養指導員の指導)

第4条 栄養指導員は、特定給食施設に対して指導を行ったときは、栄養管理指導票（第4号様式）を作成し、当該施設の設置者又は管理者に交付するものとする。

(平18規則78・一部改正)

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定)

第5条 保健所長は、法第21条第1項の規定により、特別の栄養管理が必要な特定給食施

設を指定したときは、指定通知書（第5号様式）により当該施設の設置者に通知するものとする。

- 2 保健所長は、特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定を解除したときは、指定解除通知書（第6号様式）により当該施設の設置者に通知するものとする。

（平18規則78・一部改正）

（栄養改善の勧告）

第6条 法第23条第1項の規定による栄養改善の勧告は、栄養改善勧告書（第7号様式）により行うものとする。

（平18規則78・一部改正）

（誇大表示の禁止に係る勧告等）

第7条 法第66条第1項の規定による勧告は、誇大表示の禁止に係る勧告書（第8号様式）により行うものとする。

- 2 法第66条第2項の規定による命令は、誇大表示の禁止に係る命令書（第9号様式）により行うものとする。

（平28規則27・追加）

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（平28規則27・旧第7条繰下）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（長崎市栄養改善法施行細則の廃止）

- 2 長崎市栄養改善法施行細則（平成12年長崎市規則第73号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の長崎市栄養改善法施行細則の規定によりなされた届出は、この規則の相当規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成18年8月30日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月13日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。